

浜松市週休2日制工事（建築工事）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、建設業における担い手の確保・育成のため、浜松市が発注する建築工事において費用を適切に計上し、週休2日を確保する工事の実施にあたり、必要な事項を定める。

（対象工事）

第2条 市長事務部局が発注し、浜松市建築工事積算基準決定要領に基づき積算する、建築・建築設備工事を対象とする。ただし、別に定める緊急を要する工事等は対象外とすることができる。

（用語の定義）

第3条 この要領において用いる用語は次のとおりとする。

(1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着工日から工事完工日までの期間をいう。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

(3) 工事着工日

測量や現場事務所の設置といった準備作業以降、現場に継続的に常駐した最初の日をいう。

(4) 工事完工日

屋外や敷地周辺の後片付けを除く、現場の作業が完了した日をいう。

(5) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(6) 現場休息

分離発注された工事の場合に、各発注工事単位で、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(7) 分離発注

一つの工事現場で複数の工事を発注することをいう。

(8) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所（現場休息）日数の割合（以下、「現場閉所（現場休息）率」

という。)が、28.5% (8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(発注方式等)

第4条 発注方式は次のとおりとする。

なお、分離発注される場合は、すべての工事について同一の方式を選択する。

(1) 発注者指定方式

発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式

(2) 受注者希望方式 (費用計上型)

受注者が工事着工前に発注者に対して週休2日の取組内容(未実施含む)を協議したうえで取り組む方式

(積算方法等)

第5条 積算方法等は次のとおりとする。

(1) 補正方法

週休2日制工事において、現場閉所(現場休息)の状況に応じた、別に定める補正係数により労務費(工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正する。

(2) 積算及び変更方法

① 発注者指定方式

4週8休以上を前提に、労務費を補正し工事費を積算する。

現場閉所(現場休息)の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、浜松市建設工事請負契約約款第25条第1項の規定に基づき請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

② 受注者希望方式 (費用計上型)

4週8休以上を前提に、労務費を補正し工事費を積算する。

現場閉所(現場休息)の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、現場閉所の状況に応じて別に定める補正方法にて労務費を補正した工事費を積算し、浜松市建設工事請負契約約款第25条第1項の規定に基づき請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

(対象工事である旨等の明示)

第6条 対象工事である旨の適否の明示は次のとおりとする。

契約方式ごとに、次に掲げる書面(以下「現場説明書等」という。)への記載(電磁的記録を含む。)により行うものとする。

(1) 一般競争入札の場合：入札公告、現場説明書及び参考数量書等

(2) 指名競争入札の場合：指名通知書、現場説明書及び参考数量書等

(3) 随意契約の場合 : 現場説明書及び参考数量書等

(現場閉所の確認方法等)

第7条 現場閉所(現場休息)の確認方法等は次のとおりとする。

(1) 現場閉所(現場休息)の確認方法

① 工事着工前

- ・ 監督員は、「現場閉所(現場休息)予定日」を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。
- ・ 「対象期間」の設定として、工事着工日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- ・ 分離発注された工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息予定日を調整したうえで「実施工程表」等を作成する。また、監督員は、週休2日制工事の実施にあたり、分離発注された他の受注者へのしわ寄せが生じることのないよう必要な調整を行う。

② 工事着工後

- ・ 監督員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度「現場閉所(現場休息)予定日」を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所(現場休息)の状況を確認する。なお、分離発注された工事の場合「実施工程表」等の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。
- ・ 受注者は、監督員による現場閉所(現場休息)の状況の確認のため「実施工程表」等に「現場閉所(現場休息)実施日」を記載し、監督員に提出する。
- ・ 監督員は、受注者が作成する「現場閉所(現場休息)実施日」が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所(現場休息)日数を確認する。

③ その他留意事項

- ・ 現場閉所(現場休息)の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。
- ・ 監督員は、現場閉所(現場休息)の前日などに、現場閉所(現場休息)中の作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。
- ・ 監督員は、一つの工事現場において、設備工事、仕上げ工事及び外構工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間(分離発注した工事を含む。)の調整を適切に実施する。
- ・ 工事一時中止を行う場合など、対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。
- ・ 監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行う事ができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行

う。

(2) 週休2日制工事の見える化

週休2日制工事である旨を工事看板等に明示する。

(適正工期の設定等)

第8条 適正工期の設定等は次のとおりとする。

(1) 適正な工期の確保

余裕期間制度^{※1}を積極的に活用するとともに、「公共建築工事における工期設定の基本的考え方^{※2}」等に基づき、全体工期のしわ寄せが生じないように、設備工事等の後工程の適正な施工期間を確保するなど、適正な工期を設定する。

特に新築工事については、(一社)日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用する。

(2) 工事成績評定

浜松市工事成績評定要領において「休日・代休の確保」を標準の評価項目として設定していることから、週休2日を確保した場合は従来と同様に適切に評価する。

(3) 元請下請の取引の適正化

週休2日制工事の実施にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じないように受注者に指導する。

※1 「浜松市工事着手日選択型工事実施要領」を参照する。

※2 中央官庁営繕担当課長連絡調整会議及び全国営繕主管長会議取りまとめによる。(H30.2.9)

附 則

この要領は、令和4年2月1日から施行する。